

尾張旭市監査公表第26号

令和8年3月30日付け尾張旭市監査公表第21号をもって公表した定例監査結果報告について、令和8年4月6日付け8企第7号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和8年4月30日

尾張旭市監査委員 山田 義浩

尾張旭市監査委員 市原 誠二

企画部企画課

監査の指摘事項	措置状況
<p>尾張旭市会計規則（昭和58年尾張旭市規則第11号。以下「会計規則」という。）第13条第1項によれば、簡易な方法（会計規則第10条）により納入の通知をした納入義務者から納入の申出があったときは、納付書兼領収書（会計規則第2号様式）を当該納入義務者に交付しなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、同課は、市誌等刊行書籍販売収入について、納入義務者に対して、簡易な方法により納入の通知をしているにもかかわらず、納付書兼領収書ではなく、別の様式（納入通知書兼領収書（会計規則第1号様式））を交付していた。</p> <p>収入の事務手続を適切に実施されたい。</p>	<p>指摘事項について、直ちに正しい様式に変更し、様式修正の旨を含む事務処理手続を取りまとめた販売マニュアルを作成し、課内職員に対して、周知を行った。</p> <p>今後は、会計規則の確認を徹底し、会計規則に沿った事務を適切に行うよう努める。</p>